

西蒲区役所新庁舎整備について

1 令和 5 年度主な経緯

西蒲区役所は築後 60 年以上経過し、雨漏りや崩落の可能性のある天井・外壁が多数あるなど、著しく老朽化しており、早急な整備が必要となっています。

西蒲区では、庁舎整備の基となる基本構想の策定に向け、令和 5 年度、区民の皆さまや各地域コミュニティ協議会と意見交換をしてきました。

令和 5 年 5 月～8 月	「市長とすまいるトーク」、各地域コミュニティ協議会への説明
令和 5 年 6 月～10 月	「西蒲区役所基本構想検討会議（委員：自治協、コミ協、有識者など）」を 4 回開催。11 月に新しい区役所に対する意見書が市長あてに提出される。
11 月	7 地域コミュニティ協議会から「区民の理解が得られるよう、丁寧な説明と合意をもとに進めてほしい」との要望書が提出される。区民全体を対象とした説明会を開催。
12 月～	区民説明会（2 回目）、各地域コミュニティ協議会への説明、若者との意見交換会などに取り組む。
令和 6 年 1 月	
令和 6 年 2 月	「新しい西蒲区役所の整備方針について」を全戸配布

2 新庁舎の整備方針

（1）整備位置

昨年 6 月から今年 1 月まで、区民の皆さまに説明をさせていただく中で、庁舎を建てる位置をはじめ、駐車場や周辺道路、周知のあり方など、さまざまなご意見をいただきました。区民の皆さまから寄せられた声は、整備にあたってできるかぎり、改善や工夫に努めてまいります。そのうえで、

- ・現在の庁舎が建替え可能な場所である
- ・既存用地を活用することで、より早く整備できる
（災害に強く、老朽化やバリアフリー化への早期の対応）
- ・政令市以降、区民に浸透している場所である
- ・JR 巻駅が近く利便性が高い

などの観点から、これまでの経緯や様々なご意見・ご要望を踏まえつつ、市として総合的に検討した結果、新庁舎は現在地で建替えをするという判断に至りました。



(2) 基本方針

西蒲区では以下の4つの基本方針に基づき、新庁舎整備を進めていきます。

基本方針	庁舎機能(主な整備)
1 人と人とがあたたかくつながるまちづくりの中心的存在となる庁舎	(1)相談機能(相談室、ついたて)
	(2)交流機能(多目的スペース、交流スペース)
	(3)利便機能(広い待合室、デジタル技術導入)
2 区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎	(1)1つの窓口で専門職員が入れ替わり窓口に出向く職員派遣型の窓口機能
	(2)ユニバーサルデザイン(分かりやすい案内表示、ベビーベッド)
	(3)情報発信・情報共有機能 (情報発信・共有コーナー、観光・文化資源などの展示)
3 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎	(1)災害司令機能(災害対策室、非常用発電設備)
	(2)耐震機能(構造的に十分な耐震性を確保)
4 時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎	(1)融通がきく庁舎機能(庁舎空間効率化、更新性のある設備)
	(2)環境負荷低減機能(ZEB化、再生エネルギー設備)

(3) 施設規模

新庁舎の想定面積は概ね3,000㎡程度として整備したいと考えています。

施設規模については、総務省基準「地方債同意等基準運用要綱」標準面積を採用し、現在の区役所職員の人数、その役職の内訳人数により面積を算出したほか、多機能化を目的とした交流スペース・多目的スペースなどの面積を算出しています。

また、維持管理費を抑えるためにも極力コンパクトな庁舎づくりを進めることとし、将来世代の財政負担の軽減につなげていく必要があると考えています。

(4) 想定される整備等の流れ

令和6年度に基本設計を行う予定です。

早期完成を目指し、順次、実施設計、工事、移転を進めてまいります。

※想定される整備等の流れは下図のとおり



3 西蒲区役所新庁舎基本構想案にかかるスケジュール (予定)

- 3月15日～ 西蒲区新庁舎整備にかかる基本構想案の広報紙を西蒲区内全世帯に配布
- 3月下旬 基本構想案パブリックコメント開始
～4月下旬
- 6月 パブリックコメント結果を公表